

2018 年度研究助成 研究実績報告書

代表研究者	小西 敦
研究テーマ	大規模災害時医療のための法環境の整備（「大規模災害時医療特別措置法（仮称）」）の検討

<助成研究の要旨>

本研究では、大規模災害における医療を円滑に行うための法環境の整備を、現行法の解釈論と立法論の両面から行いました。

1 解釈論

大規模災害時に必要となるトリアージについて、その概念の再検討を行い、次のような解釈論を提示しました。

- (1) トリアージの概念を「行為の順位の決定」と理解する。
- (2) 「行為ができる」ことは、「その行為の順位の決定（トリアージ）もできる」ことを含むと考える。
- (3) 医師以外の者も、行為を実施する法的根拠があれば、トリアージを行う法的な根拠を有すると考える。

2 立法論

先行研究（トリアージ研究会「災害医療におけるトリアージをめぐる法的課題の検討」災害復興研究 4 号（2012 年））等を参考にし、「大規模災害時医療特別措置法（仮称）」の内容として、次のようなものを提案しました。

(1) 大規模災害時医療特別措置法（仮称）の目的

近年における我が国の災害の発生状況等を鑑み、災害医療に関し、必要な定義、国・地方公共団体・国民の責務、災害医療の実施者の責任範囲の限定、緊急度の判定及び災害対応通知の自動発効等を定めることにより、要支援都道府県における災害医療に関し特別の措置を確保し、もって国民の健康及び福祉を増進することを目的とした。

(2) 用語の定義

用語	定義
災害医療	内閣総理大臣が、「災害の発生に伴い、要支援都道府県において、医療に関する需要が急増し既存の医療機関による医療提供能力を上回る状況が生まれ、他の都道府県からの支援を必要とする事態」を認め、災害医療必要事態宣言をした場合に、要支援都道府県内において行われる医療行為
緊急度の判定	医療等の需要が利用可能な資源を超えた場合に、治療や搬送の優先順位等を定めるために、緊急度を判断する行為

(3) 国・都道府県・国民の責務

主体	責務
国	①災害医療に関して国民の知識・理解を深めるための政策を行うこと ②災害医療の円滑な実施のために必要な措置を講ずること
都道府県	当該都道府県内の災害医療の適切な実施に必要な措置を講ずること
国民	災害医療の重要性を理解し、その実施に関して可能な範囲で協力をするように努めること

(4) 災害医療の実施者の責任範囲の限定

災害医療の実施者の法的責任を問う場合には、医療資源や傷病者の状況など災害医療の実施環境を踏まえて判断し、今後の災害医療の円滑な実施に支障を与えないことを配慮した上で、なおその責任を認めるべき場合に限るものとする。実施者の責任が認められる範囲を限定することとした。

(5) 緊急度の判定の実施可能者

医師・歯科医師及び災害医療における緊急度の判定に関する厚生労働省等の定める研修を受け、所定の知識や技能を有すると認められた看護師・救急救命士等は、災害医療における緊急度の判定を行えることとした。

(6) 災害対応通知の自動発効

厚生労働省などの行政機関は、災害医療に関して、発災時に発出される現行法の運用等に関する通知文の内容を、あらかじめ公表し、都道府県等に伝達しておくこととした。災害医療必要事態宣言があった場合には、この通知文が直ちに通知されたものとみなされ、効力を持つこととした。